

第 1 章

総 則

第 1 章 総 則

1. 排水設備工事基準の目的

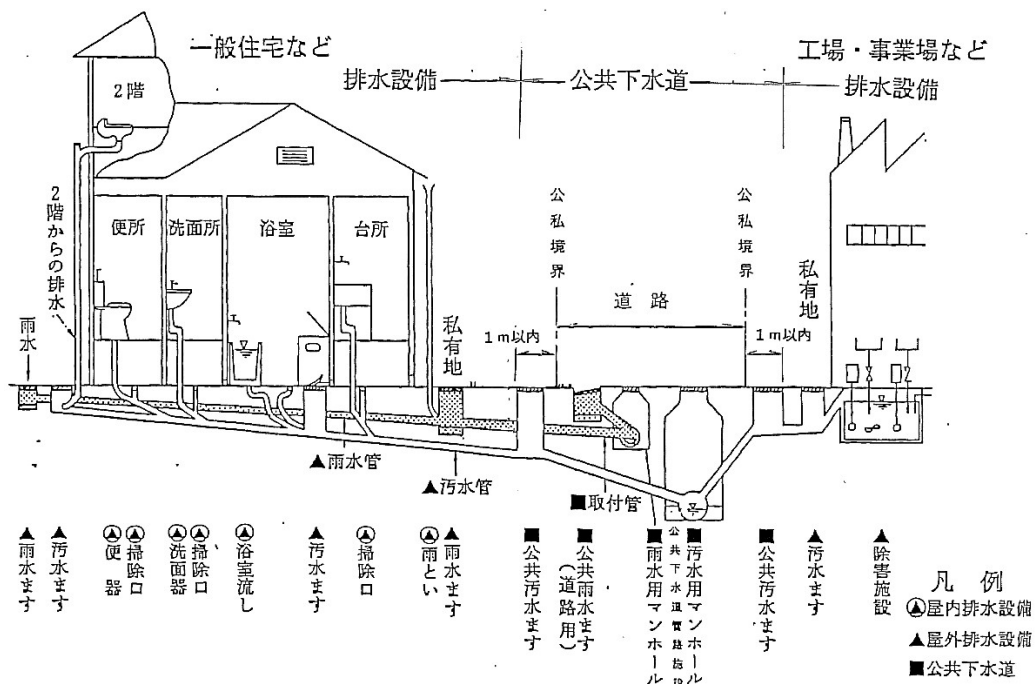
この基準は、下水道法（昭和 33 年法律 79 号：以下、「法」という。）、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）、宇治市公共下水道条例（昭和 59 年条例第 44 号：以下、「条例」という。）、宇治市公共下水道規程（平成 24 年水道事業管理規程第 4 号：以下、「規程」という。）に規定する排水設備の設置及び構造の技術基準についての詳細を定めることにより、排水設備計画の確認や排水設備工事の適正な施工を図ること等を目的とする。

なお、この基準に定めのない事項については、下水道排水設備指針と解説 2016 年度版：（公社）日本下水道協会の基準及び SHASE-S 206-2019 給排水衛生設備規準・同解説：（公社）空気調和・衛生工学会の規準に準じるものとする。

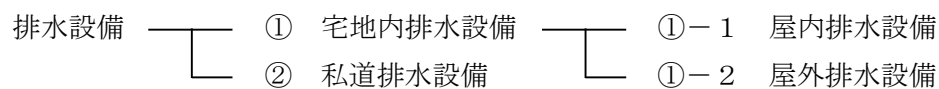
2. 排水設備の構成

（1）排水設備

排水設備は、家庭、工場及び事業場等から発生する下水を公共下水道に支障なく、衛生的に排除するために設置する排水管、排水渠、ます及びマンホール並びにこれらの附属用具及びこれに固着する手洗器、水洗便所の洗浄タンク、便器等（以下、「衛生器具」という。）をもって構成する。



(2) 排水設備の種類



排水設備は、設置場所によって宅地内に設ける宅地内排水設備と私道内に設ける私道排水設備に分け、さらに宅地内排水設備は建物内に設置する屋内排水設備と建物外に設置する屋外排水設備に分類する。

①-1 屋内排水設備

汚水については、屋内に設ける衛生器具から屋外の排水管又は汚水ますに至るまでの排水設備とし、雨水については、ルーフドレン又は雨といから屋外の排水管又は雨水ますに至るまでの排水設備とする。

①-2 屋外排水設備

汚水ますや雨水ます又は屋外に設ける排水管から公共下水道等に至るまでの排水設備とする。

② 私道排水設備

屋外排水設備から公共下水道施設に至るまでの私道（道路法等に規定する道路以外の私有道路や私有通路等）に設置義務者が共同して設ける排水設備とする。

3. 排水方式と排除方式

(1) 排水方式

原則として自然流下方式によるが、低地や地下室等、公共下水道より低所にある排水の場合には、ポンプ排水によるものとする。

(2) 排除方式

分流式とし、汚水と雨水を完全に分離し、汚水は公共汚水ます（条例第3条第1項第8号）に、雨水は雨水ます又は在来の側溝等に接続する。

4. 排水設備工事の種類

排水設備工事は、次の各号に定めるところにより区分する。

(1) 新設工事

新しく排水設備を設置する工事

(2) 増設工事

既設の排水設備に排水管渠、ます、マンホール、水洗便所等を増加設置する工事

(3) 撤去工事

排水管渠の一部又は全部を撤去する工事

(4) 修繕工事

ア 排水管渠の一部取替工事

イ ますのふた若しくはマンホールのふたの据付け又は取替工事

ウ 防臭装置、その他の排水設備の附属器具の取替え又は修繕工事

(5) 改造工事

排水管渠、ます、マンホール、水洗便所等の布設位置変更その他前各号以外の工事

5. 下水の種類

下水とは、下水道法第2条において、「生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは附随する廃水（以下、「汚水」という。）又は雨水をいう。」と規定しているが、発生形態により生活若しくは事業に起因するものと、自然現象に起因しているものに分けられる。

また、下水を性状等で区分すると、し尿を含んだ排水、雑排水、工場・事業場排水、湧水及び降雨等に分類することができる。

【参考】

下水道法上の種類		発生形態による分類	下 水 の 分 類
下 水	汚 水	生活若しくは事業に起因	し尿を含んだ排水
			雑 排 水
			工場・事業場排水
			湧 水
	雨 水	自然現象に起因	降雨・雪解け水

※ 湧水については、原則として下水道法上の「雨水」（生活等に利用の場合「汚水」）

（1）汚水

- ① 水洗便所からの排水
- ② 台所、風呂場、洗面所、洗濯場からの排水
- ③ 屋外洗場等からの排水（雨水の混入がないもの）
- ④ 冷却水
- ⑤ プール排水
- ⑥ ドレン排水
- ⑦ 工場、事業場の生産活動により生じた排水
- ⑧ その他雨水以外の排水

（2）雨水

- ① 雨水
- ② 地下水（湧水を含む）
- ③ 雪どけ水
- ④ その他の自然水

潜熱回収型ガス給湯器等ドレン排水の取扱いについて

ドレン排水を含む生活に起因する排水については、下水道法第 2 条により「汚水」に分類され、「汚水」系統の排水設備に排出することになります。

ただし、原則として既存の建築物において以下の要件すべてを満たしたものは、例外として「雨水」系統への排出を認める場合があります。

- ① 家屋・事務所・店舗等にされるもの。（工場、事業場等は別途協議）
- ② 設置するものが、「潜熱回収型ガス給湯器」であり、（一財）日本ガス機器検査協会（JIA）の認証機器であること。
- ③ ドレン排水を直接地先の側溝やベランダ、共用通路等に排水する場合の飛散、溢水防止や、側溝ますに滞留する水から起因する害虫が発生しないように、配慮がされていること。
- ④ ドレン排水の排水管を雨水の縦樋に直接接合する場合、「潜熱回収型ガス給湯器」内への溢水の防止がされていること。
- ⑤ ドレン排水の状況等の点検・確認に支障がないこと。
- ⑥ 「汚水」系統の排水設備への排出が建物等の構造上極めて困難であること。

【参考】国土交通省下水道部下水道企画課長通知（平成 24 年 3 月 29 日）

6. 関係法令等の遵守

排水設備の配置、規模、構造、能力等の決定をはじめ、施工、維持、管理については、下水道法、建築基準法、その他関係法令及び条例、規程、基準等の最新版を遵守する。

※条例等の規定に基づいて行われる排水設備の計画確認は、その計画が法令等の技術上の基準に適合しているか否かについて行うものであり、土地利用の私法上の権利等は申請者の責任において処理されるものである。